

質の高い教育・保育の充実

新制度の考え方

- 子育て家庭の働き方や家庭の状況に合わせた教育・保育が利用できるよう、利用者の希望を把握し、必要な教育・保育の量に対する提供方法や時期を計画します。
- 市町村の認可事業として「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」などの地域型保育事業への給付制度を創設し、0～2歳児までの低年齢児の保育ニーズに対応します。
- 幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇改善などを図ります。



津市の事業計画

幼前期の教育・保育の充実(特に低年齢児保育の充実)

教育、保育の必要量を把握し、施設の整備や認可を行います。また、地域型保育事業の認可を行うなど、保育が必要な子どものうち、特に満3歳未満の子どもに対する保育の確保を重点的に進めます。



目標年度
平成29年度

全ての保育を必要とする子どもが利用できるよう保育施設を確保

地域子育て支援の拡充

新制度の考え方

- 地域の子育て支援の充実を図ります。
- 妊娠中の人や家庭で保育をする保護者などを含めた全ての子育て家庭を支援する13の「地域子育て支援事業」を定め、必要な量に対して、実施の計画をします。

津市の事業計画

利用者支援事業

子育て支援コーディネーターを配置し、保護者が津市の子育て支援事業や制度の中から適切なものを選択して利用できるよう、相談しやすい環境を整えます。



目標年度
平成28年度

子育て支援コーディネーター
現行体制(3人)から2人増員し、
5人体制に

一時預かり事業

幼稚園での預かり保育や、保育所などで行われている一時預かり事業を拡充し、保護者の用事や

リフレッシュなどの際に、利用しやすい環境を整えます。

目標年度
平成31年度

幼稚園での預かり保育実施場所を拡大

放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に小学校の専用施設などで児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブの設置や運営に関する支援を行います。



目標年度
平成31年度

必要な区域への放課後児童クラブの設置や既存クラブの施設整備

地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターなど、地域の保護者や子どもが交流でき、また子育てについての相談や情報提供などの援助を受けられる場を提供します。

目標年度
平成27年度

子育て支援センターを津区域で2カ所開設

問い合わせ

- 新制度、事業計画に関すること 子育て推進課 子育て推進担当 ☎229-3390 FAX229-3451
- 保育所、認定こども園、地域型保育、利用者支援、地域子育て支援拠点事業に関すること 子育て推進課 保育担当 ☎229-3167 FAX229-3451
- 幼稚園、一時預かり(幼稚園型)に関すること 教委学校教育課 ☎229-3391 FAX229-3332
- 放課後児童健全育成事業に関すること 教委生涯学習課 ☎225-7172 FAX228-4756